

令和5年度人事行政の運営等の状況

草加八潮消防組合 総務課

地方公務員法第58条の2第3項の規定により、人事行政運営における公平性及び透明性を高めるために、草加八潮消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和5年度の人事行政の運営状況を公表します。

| | | |
|-----|--------------------|-----|
| 1 | 職員の任免及び職員数に関する状況 | 2~3 |
| (1) | 職員の採用の状況 | |
| (2) | 再任用の状況 | |
| (3) | 所属別職員構成の状況 | |
| (4) | 年齢別職員構成の状況 | |
| (5) | 職員の退職の状況 | |
| 2 | 職員の人事評価の状況 | 3 |
| 3 | 職員の給与の状況 | 4~6 |
| (1) | 人件費の状況 | |
| (2) | 職員の給与費の状況 | |
| (3) | 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況 | |
| (4) | 職員の初任給の状況 | |
| (5) | 級別職員数の状況 | |
| (6) | 職員の手当の状況 | |
| (7) | 特別職の報酬の状況 | |
| 4 | 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 | 6 |
| (1) | 勤務時間の概要 | |
| (2) | 時間外勤務の状況 | |
| (3) | 休暇制度の概要・種類 | |
| (4) | 年次有給休暇の取得状況 | |
| 5 | 職員の休業に関する状況 | 6 |
| 6 | 職員の分限及び懲戒処分の状況 | 7 |
| (1) | 分限処分の状況 | |
| (2) | 懲戒処分の状況 | |
| 7 | 職員の服務の状況 | 7 |
| (1) | 職員の守るべき義務の概要 | |
| (2) | 職務専念義務免除の状況 | |
| (3) | 営利企業等従事許可の状況 | |
| 8 | 職員の研修の状況 | 7 |
| 9 | 職員の福祉及び利益の保護の状況 | 8 |
| (1) | 福利厚生制度の概要 | |
| (2) | 福利厚生制度に係る負担状況 | |
| (3) | 公務災害等の発生状況 | |

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（令和5年4月1日付け採用）

| 職種 | 人數 |
|-----|---------|
| 消防士 | 9人 (1人) |

※ () 内は、女性職員の内数

(2) 再任用の状況

「暫定再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち改めて採用される職員で、地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条の規定により採用される常時勤務職員及び同法附則第6条の規定により採用される短時間勤務職員です。

| 職種 | 採用者数 | 任期満了 | 途中退職 |
|----------------|--------------|---------------|---------|
| | (令和5年4月1日付け) | (令和6年3月31日付け) | (令和5年度) |
| 常時勤務(フルタイム)再任用 | 9人 (0人) | 0人 (0人) | 0人 (0人) |
| 短時間勤務再任用 | 14人 (0人) | 2人 (0人) | 0人 (0人) |

※ () 内は、女性職員の内数

(3) 所属別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

| 所 属 | 職 員 数 |
|----------|------------|
| | 令和5年度 |
| 草加八潮消防局 | 79人 (9人) |
| 消防局長 | 1人 (0人) |
| 次長 | 2人 (0人) |
| 企画課 | 9人 (2人) |
| 総務課 | 18人 (3人) |
| 予防課 | 18人 (2人) |
| 警防課 | 11人 (2人) |
| 情報指令課 | 20人 (0人) |
| 草加消防署 | 191人 (8人) |
| 消防署長 | 1人 (0人) |
| 専門員(短) | 1人 (0人) |
| 管理課 | 7人 (1人) |
| 消防第1課 | 30人 (1人) |
| 消防第2課 | 30人 (2人) |
| 西分署 | 35人 (1人) |
| 青柳分署 | 32人 (0人) |
| 北分署 | 32人 (3人) |
| 谷塚ステーション | 23人 (0人) |
| 八潮消防署 | 76人 (5人) |
| 消防署長 | 1人 (0人) |
| 管理課 | 5人 (1人) |
| 消防第1課 | 35人 (2人) |
| 消防第2課 | 35人 (2人) |
| 合 計 | 346人 (22人) |

※ () 内は、女性職員の内数

※構成市からの派遣職員及び会計年度任用職員を除きます。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

| 年 齢 | 職 員 数 |
|------------|------------|
| 20歳未満 | 3人 (1人) |
| 20歳以上30歳未満 | 86人 (2人) |
| 30歳以上40歳未満 | 85人 (7人) |
| 40歳以上50歳未満 | 123人 (12人) |
| 50歳以上60歳未満 | 26人 (0人) |
| 60歳以上 | 23人 (0人) |
| 合 計 | 346人 (22人) |

※ () 内は、女性職員の内数

※構成市からの派遣職員及び会計年度任用職員を除きます。

(5) 職員の退職の状況（令和5年度）

| | 人 数 |
|---------------|---------|
| 定年退職 | 0人 (0人) |
| 勧奨退職 | 0人 (0人) |
| 自己都合退職 | 7人 (0人) |
| その他（死亡・免職・失職） | 1人 (0人) |
| 合 計 | 8人 (0人) |

※ () 内は、女性職員の内数

2 職員の人事評価の状況

平成28年4月1日から草加市・八潮市における消防事務の共同処理を開始（消防広域化）したことに
より、草加八潮消防組合として新たな制度を構築し、平成30年度から試行を開始、令和4年度から本格
実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和5年度決算）

| | |
|----------------------------|-------------|
| 管内住民基本台帳人口 (令和5年4月1日現在) | 343,504人 |
| 歳出額（A） | 4,021,869千円 |
| 人件費（B） | 2,896,869千円 |
| 人件費率（B ÷ A） | 72.0% |

※人件費には、構成市からの派遣職員給与等負担金、会計年度任用職員報酬、暫定再任用職員給与及び共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員の給与費の状況（令和5年度決算）

| 職員数(A) | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 合計(B) | 1人当たり給与費(B ÷ A) |
|--------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
| 346人 | 1,271,581千円 | 410,890千円 | 529,477千円 | 2,211,948千円 | 6,393千円 |

※構成市からの派遣職員及び会計年度任用職員を除きます。

※職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。

※期末・勤勉手当とは、民間企業における賞与に相当するものです。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（令和5年4月1日現在）

| 平均年齢 | 平均給料月額 |
|-------|----------|
| 38.5歳 | 308,213円 |

※構成市からの派遣職員及び会計年度任用職員を除きます。

※平均給料月額とは、職員の基本給の平均のことです。

(4) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

| | 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 |
|-----|----------|----------|----------|
| 初任給 | 217,100円 | 202,100円 | 188,100円 |

(5) 級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職名 | 階級 | 職員数 | 構成比 | 平均給料月額 |
|----|--------------|-------|------|-------|----------|
| 1級 | 主事 | 消防士 | 36人 | 10.4% | 210,225円 |
| 2級 | 主事 | 消防副士長 | 61人 | 17.6% | 248,403円 |
| 3級 | 主任・専門員 | 消防士長 | 113人 | 32.7% | 282,187円 |
| 4級 | 係長・主査 | 消防司令補 | 70人 | 20.2% | 364,901円 |
| 5級 | 副課長・副分署長・主幹等 | 消防司令 | 41人 | 11.8% | 391,110円 |
| 6級 | 課長・分署長・副参事等 | 消防司令長 | 20人 | 5.8% | 414,005円 |
| 7級 | 次長・消防署長・参事 | 消防監 | 4人 | 1.2% | 432,325円 |
| 8級 | 消防局長 | 消防正監 | 1人 | 0.3% | 445,900円 |

※構成市からの派遣職員及び会計年度任用職員を除きます。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和5年度決算額）

| | 期末手当 | 勤勉手当 |
|---------------------|------------|-----------|
| 支給割合 | 2.45月 | 2.05月 |
| 支給実績 | 294,450千円 | 235,026千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年度額 | 853千円 | 681千円 |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 役職加算：5～20% | |

イ 退職手当の状況

| 区分 | 自己都合 | 勧奨・定年 |
|------------|------------|------------|
| 勤続20年 | 19.66950月分 | 24.58688月分 |
| 勤続25年 | 28.03950月分 | 33.27075月分 |
| 勤続35年 | 39.75750月分 | 47.70900月分 |
| 最高限度額 | 47.70900月分 | 47.70900月分 |
| 1人当たり平均支給額 | 5,407千円 | - |

※草加八潮消防組合は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づくものです。

※1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年度決算額）

| | |
|------------------|----------|
| 支給率 | 6% |
| 支給実績 | 79,669千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年度額 | 230千円 |

エ 時間外勤務手当（令和5年度決算額）

| | |
|------------------|----------|
| 支給実績 | 75,344千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年度額 | 283千円 |

オ 特殊勤務手当（令和5年度決算額）

| | |
|------------------|----------|
| 支給実績 | 17,247千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年度額 | 63千円 |

カ その他の手当（令和5年度決算額）

| 手当名称 | 支給実績 | 支給職員1人当たり 平均支給年度額 |
|------------|----------|----------------------|
| 扶養手当 | 56,250千円 | 269千円 |
| 住居手当 | 23,898千円 | 298千円 |
| 通勤手当 | 21,960千円 | 70千円 |
| 休日勤務手当 | 81,953千円 | 351千円 |
| 夜間勤務手当 | 12,580千円 | 54千円 |
| 管理職手当 | 41,760千円 | 632千円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 225千円 | 15千円 |
| 児童手当 | 41,200千円 | 231千円 |

(7) 特別職の報酬の状況（令和5年度決算額）

| 区分 | 報酬（年額） |
|------|---------|
| 管理者 | 45,000円 |
| 副管理者 | 42,000円 |
| 議長 | 45,000円 |
| 副議長 | 42,000円 |
| 議員 | 39,000円 |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間や休暇などは、草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成28年条例第20号）及び草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成28年規則第13号）で定められています。

(1) 勤務時間の概要

| 勤務の区分 | 毎日勤務職員 | 交替制勤務職員 |
|-------|--|---|
| 勤務時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで 7時間45分（休憩時間を除く。） | 午前8時30分から翌日の午前8時30分まで 15時間30分（休憩時間を除く。） (4週間を平均して1週間38時間45分勤務) |
| 休憩時間 | 正午から午後1時まで | 正午から午後1時まで 午後5時30分から午後6時45分まで 午後10時から翌日の午前6時までの間に6時間 午前7時から午前7時15分まで |
| 週休日 | 日曜日及び土曜日 | 4週間につき8日 |

(2) 時間外勤務の状況（令和5年度）

令和5年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は、8.8時間でした。

※時間外勤務手当の支給対象職員に係る集計となります。

(3) 休暇制度の概要・種類

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

| | |
|--------|---|
| 年次有給休暇 | 1年度につき最高20日付与され、残日数は20日を限度として翌年度に繰り越しされます。前年度からの繰り越し分を含めますと最高40日となります。 |
| 病気休暇 | 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇です。 |
| 特別休暇 | 選挙権の行使、結婚、出産、忌引等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合における休暇です。 |
| 介護休暇 | 配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合における休暇です。 |
| 介護時間 | 配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合における休暇です。 |

(4) 年次有給休暇の取得状況（令和5年度）

| 1人当たり平均取得日数 |
|-------------|
| 15.7日 |

5 職員の休業に関する状況

育児休業は、地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、養育する子が3歳に達するまでの間、休業できる制度で、育児休業中の給与は無給となります。

また、部分休業は、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日につき2時間以内で休業することができる制度で、部分休業中の給与は減額されます。

| | 育児休業取得者数 | 部分休業取得者数 |
|------|----------|----------|
| 男性職員 | 2人 | 0人 |
| 女性職員 | 2人 | 4人 |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、勤務実績が良くない場合や心身の故障のために、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的として、その職員の意に反して行われる処分のことです。

| | |
|---------|-------|
| | 令和5年度 |
| 分限処分の状況 | 3人 |

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、命令・条例違反や職務上の義務違反、職務怠慢、その他全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、任命権者が科す制裁のことです。

| | |
|---------|-------|
| | 令和5年度 |
| 懲戒処分の状況 | 0人 |

7 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除については、法律又は条例により免除の対象となる事由が規定されており、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

(3) 営利企業等従事許可の状況

職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする会社等の役員を兼ねることや、報酬を得ていかかる事業又は事務にも従事してはならないとされています。

| | |
|---------------|----|
| 令和5年度における許可件数 | 5件 |
|---------------|----|

8 職員の研修の状況

研修の実施状況

| 研修区分 | コース数 | のべ人数 |
|-----------------|--------------------------------------|------|
| 消防大学校研修 | 1 | 1人 |
| 埼玉県消防学校研修 | 15 | 40人 |
| 彩の国さいたま人づくり広域連合 | 12 | 53人 |
| 市町村アカデミー | 2 | 2人 |
| 自動車安全運転センター | 1 | 4人 |
| 救急救命士養成課程 | | 2人 |
| その他の研修 | 消防長会に係る研修、救急に係る研修、各種資格取得に係る研修、内部研修など | |

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生制度は、主に「埼玉県市町村職員共済組合」によって実施されております。大きく分けて次の3つの事業が行われています。

| 事業名 | 事業概要 |
|--------|-------------------------------|
| 短期給付事業 | 組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡等の給付 |
| 長期給付事業 | 職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付 |
| 福祉事業 | 健康の保持増進事業、住宅貸付等 |

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合事業の運営費用は、組合員である職員の掛金と使用者である消防組合の負担金で賄われています。消防組合の負担金の率は法定化されています。

| | |
|-----------|-----------|
| 令和5年度の負担金 | 432,244千円 |
|-----------|-----------|

(3) 公務災害等の発生状況（令和5年度）

| 種 別 | | 発生件数 |
|------|----------|------|
| 公務災害 | 災害現場での負傷 | 2件 |
| | その他の負傷 | 1件 |
| 通勤災害 | | 4件 |